

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

天童市長 山 本 信 治

市町村名 (市町村コード)	天童市 (06210)
地域名 (地域内農業集落名)	天童地区 (上北目、下北目、一日町、仲町、小路、久野本、老野森、天童原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月13日 (計2回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、市の中心に位置しており、市街化区域内の土地が多いため、他地区に比べると耕地面積が少なく、地区外への出作が多い。そのため、他地区の近隣農地を含めた集積・集約が必要となるため、他地区の農業者との良好な関係構築が必要である。また、担い手の高齢化、後継者不在が深刻化していることから、持続的な農業振興、農地保全を図るうえで担い手の確保が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地区内の認定農業者、農事組合法人等を中心とした機械の大型化を推進するとともに共同防除等の作業体系の協働化による農地の効率的活用を図り、これらの担い手を中心として少しずつ農地の集積・集約を進める。また、繁忙期の人員確保が課題であるため、シルバー人材センター、農業アルバイト等の短期雇用者を確保するほか、定年退職者を地域の多様な担い手として位置づけ持続的な農地利用を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	38 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	38 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方 (範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、耕作不便又は担い手不在により現在又は今後耕作が見込まれない農地については保全・管理を行う。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
規模拡大を志向する地区内の認定農業者、農事組合法人等の主要な担い手のほか、地区外からの入作を希望する認定農業者や新規就農者と合わせて農地の集積・集約化を進める。 農地の集積・集約にあたって、農業委員・農地利用最適化推進員を通じて関係者との調整を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構への貸付を中心とした利用権設定を進める。また、担い手の経営意向を確認しながら、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
基盤整備が必要な場合においては、地域において検討を進める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
市、県、JA等の関係機関が連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、就農希望者の就農前から就農後の定着までに係るきめ細やかなサポート体制を構築し、各種補助金等を活用した支援を図っていく。また、地域の子どもたちへの食農教育をすすめ、農業への理解・関心の醸成を図っていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣害対策（追い払い、駆除等）の推進
- ⑤地球温暖化に伴う高温障害等に対応するため、高温耐性・凍霜害に強い桃等への樹種転換の推奨

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

天童市長 山 本 信 治

市町村名 (市町村コード)	天童市 (06210)	
地域名 (地域内農業集落名)	成生地区 (小関、高木、成生、大清水、大町、今町、向原)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月17日 (計2回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農地について、認定農業者、法人及び農事組合法人等の共同利用組織体を中心に集約化が進み水田は担い手が足りているが、樹園地は経営面積の拡大が難しく、担い手が足りていないため、遊休農地が増えていくおそれがある。また、担い手の高齢化、後継者不在が深刻化していることから、地域内外からの新たな担い手の確保が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水田については、引き続き認定農業者、農事組合法人等を中心とした集積・集約化を進める。樹園地については、規模拡大を志向する担い手を中心に農地の集積・集約化を図るとともに、適宜、樹種の転換を行いながら気象変動に対応した品種や樹種の統一化を進める。また、新たな担い手として、新規就農者、研修生、外国人労働者等の受入れを図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	491 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	491 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方 (範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、耕作不便又は担い手不在により現在又は今後耕作が見込まれない農地については保全・管理を行う。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
規模拡大を志向する地区内の認定農業者、農事組合法人等の主要な担い手を中心に農地の集積・集約化を進める。農地の集積・集約にあたって、農業委員・農地利用最適化推進員を通じて関係者との調整を図る。また、法人等による苗木やネギ等の栽培農地についても、緑肥等によるローテーション栽培を行いながら集積・集約化を図っていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構への貸付を中心とした利用権設定を進める。また、担い手の経営意向を確認しながら、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
基盤整備が必要な場合においては、地域において検討を進める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
市、県、JA等の関係機関が連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、就農希望者の就農前から就農後の定着までに係るきめ細やかなサポート体制を構築し、各種補助金等を活用した支援を図っていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	
<p>【選択した上記の取組方針】</p> <p>①鳥獣害対策（追い払い、駆除等）の推進</p> <p>⑤地球温暖化に伴う高温障害等に対応した、高温耐性・凍霜害に強い桃等への樹種転換、担い手の省力化に適した低樹高栽培等の推奨</p> <p>⑦飼料用トウモロコシ、景観作物（ヒマワリ等）等の省力的・粗放的作物の推奨</p>				

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

天童市長 山 本 信 治

市町村名 (市町村コード)	天童市 (06210)	
地域名 (地域内農業集落名)	蔵増地区 (蔵増南、蔵増中、蔵増北、塚野目、矢野目、高野辺、窪野目)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月10日 (計2回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農地について、認定農業者、法人及び農事組合法人等の共同利用組織体を中心に集約化が進み水田は担い手が足りているが、樹園地は経営面積の拡大が難しく、担い手が足りていないため、遊休農地が増えていくおそれがある。また、担い手の高齢化、後継者不在が深刻化していることから、地域内外からの新たな担い手の確保が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地区内の認定農業者、農事組合法人、集落営農等の共同利用組織体等を中心とした機械の大型化を推進するとともに共同防除等の作業体系の協働化による農地の効率的活用を図り、これらの主要な担い手を中心として少しずつ農地の集積・集約化を進める。また、繁忙期の人員確保が課題であるため、シルバー人材センター、農業アルバイト等の短期雇用者を確保するほか、定年退職者を地域の多様な担い手として位置づけ持続的な農地利用を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	614 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	614 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、耕作不便又は担い手不在により現在又は今後耕作が見込まれない農地については保全・管理を行う。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
規模拡大を志向する地区内の認定農業者、農事組合法人等の主要な担い手のほか、地区外からの入作を希望する認定農業者や新規就農者と合わせて農地の集積・集約化を進める。 農地の集積・集約にあたって、農業委員・農地利用最適化推進員を通じて関係者との調整を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構への貸付を中心とした利用権設定を進める。また、担い手の経営意向を確認しながら、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
基盤整備が必要な場合においては、地域において検討を進める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
市、県、JA等の関係機関が連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、就農希望者の就農前から就農後の定着までに係るきめ細やかなサポート体制を構築し、各種補助金等を活用した支援を図っていく。また、地域の子どもたちへの食農教育をすすめ、農業への理解・関心の醸成を図っていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣害対策（追い払い、捕獲等）の推進
- ③スマート農業による作業の効率化・省力化を推進
- ⑤地球温暖化に伴う高温障害等に対応するため、高温耐性・凍霜害に強い桃等への樹種転換の推奨

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

天童市長 山 本 信 治

市町村名 (市町村コード)	天童市 (06210)
地域名 (地域内農業集落名)	寺津地区 (寺津、藤内新田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月19日 (計2回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農地について、認定農業者、集落営農等の担い手を中心とした集約化が進み水田は担い手が足りているが、樹園地は経営面積の拡大が難しく、担い手が足りていないため、遊休農地が増えていくおそれがある。また、担い手の高齢化、後継者不在が深刻化していることから、地域内外からの新たな担い手の確保が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地区内の認定農業者、集落営農等を中心として水田利用の集積・集約化を進め、果樹等については、規模拡大の意欲のある認定農業者や認定新規就農者等への集約化を進める。また、繁忙期の人員確保が課題であるため、シルバー人材センター、農業アルバイト等の短期雇用者の確保を図る定年退職者を地域の多様な担い手として位置づけ持続的な農地利用を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	257 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	257 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、耕作不便又は担い手不在により現在又は今後耕作が見込まれない農地については保全・管理を行う。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
規模拡大を志向する地区内の認定農業者、農事組合法人等の主要な担い手のほか、地区外からの入作を希望する認定農業者や新規就農者と合わせて農地の集積・集約化を進める。 農地の集積・集約にあたって、農業委員・農地利用最適化推進員を通じて関係者との調整を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構への貸付を中心とした利用権設定を進める。また、担い手の経営意向を確認しながら、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
基盤整備が必要な場合においては、地域において検討を進める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
市、県、JA等の関係機関が連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、就農希望者の就農前から就農後の定着までに係るきめ細やかなサポート体制を構築し、各種補助金等を活用した支援を図っていく。また、地域の子どもたちへの食農教育をすすめ、農業への理解・関心の醸成を図っていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣害対策（追い払い、捕獲等）の推進
⑤地球温暖化に伴う高温障害等に対応するため、高温耐性・凍霜害に強い桃等への樹種転換の推奨。
アーモンド、レモン等の省力化に適した作物の検討

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

天童市長 山 本 信 治

市町村名 (市町村コード)	天童市 (06210)
地域名 (地域内農業集落名)	津山地区 (若松、立宿、寄的、関の上、上貫津、下貫津)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月24日 (計2回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農地について、認定農業者、認定新規就農者等の経営体を中心に集約化が進み水田は概ね担い手が足りているが、樹園地は経営面積の拡大が難しく担い手が不足しているため、今後、遊休農地が増えていくおそれがある。また、担い手の高齢化、後継者不在が深刻化しており、地域内外からの新たな担い手の確保が必要であるほか、猪、猿、熊等の鳥獣による農作物被害対策も課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地区内の認定農業者等を中心とした機械の大型化を推進するとともに共同防除等の作業体系の協働化による農地の効率的活用を図り、これらの担い手を中心として少しずつ農地の集積・集約化を進める。また、繁忙期においては、農業アルバイト等の短期雇用者を確保するほか、定年退職者を地域の多様な担い手として位置づけ、担い手の確保を図っていく。さらに、気候変動に対応した作物・品種や省力化に適した作物に転換していくなど、持続可能な農業経営を推進していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	199 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	199 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、耕作不便又は担い手不在により現在又は今後耕作が見込まれない農地については保全・管理を行う。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
規模拡大を志向する地区内の認定農業者、法人等の主要な担い手のほか、地区外からの入作を希望する認定農業者や新規就農者と合わせて農地の集積・集約を進める。 農地の集積・集約について、農業委員・農地利用最適化推進員を通じて関係者との調整を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構への貸付を中心とした利用権設定を進める。また、担い手の経営意向を確認しながら、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
基盤整備が必要な場合においては、地域において検討を進める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
市、県、JA等の関係機関が連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、就農希望者の就農前から就農後の定着までに係るきめ細やかなサポート体制を構築し、各種補助金等を活用した支援を図っていく。また、地域の子どもたちへの食農教育をすすめ、農業への理解・関心の醸成を図っていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他	/	

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣害対策（追い払い、電気柵設置等）の推進
- ⑤地球温暖化に伴う高温障害等に対応するため、高温耐性・霜害に強い桃等への樹種転換の推奨

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

天童市長 山 本 信 治

市町村名 (市町村コード)	天童市 (06210)
地域名 (地域内農業集落名)	山口・田麦野地区 (上組、渡戸、山口本郷、下組、荒井原、谷地中、小原、川原子本郷、原崎、二子沢、道満、乱川、田麦野)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月4日 (計2回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農地について、認定農業者、農事組合法人等の経営体を中心に集約化が進み水田は概ね担い手が足りているが、樹園地は経営面積の拡大が難しく担い手が不足しているため、今後、遊休農地が増えていくおそれがある。また、担い手やオペレーターの高齢化、後継者不在が深刻化していることから、地域内外からの新たな担い手の確保が必要であるほか、鳥獣による農作物被害、中山間地域での農地の多面的機能の保全等も課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地区内の認定農業者、法人等を中心として水田利用の集積・集約化を進め、果樹等については、規模拡大の意欲のある認定農業者や認定新規就農者等への集約化を進める。また、兼業農家や定年退職後に農業を始める者等の多様な担い手の確保、気候変動に対応にした作物や省力化に適した作物に転換していくなど、持続可能な農業経営を推進していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	830 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	830 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、耕作不便又は担い手不在により現在又は今後耕作が見込まれない農地については保全・管理を行う。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
規模拡大を志向する地区内の認定農業者、法人等の主要な担い手のほか、地区外からの入作を希望する認定農業者や新規就農者と合わせて農地の集積・集約化を進める。 農地の集積・集約について、農業委員・農地利用最適化推進員を通じて関係者との調整を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構への貸付を中心とした利用権設定を進める。また、担い手の経営意向を確認しながら、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
基盤整備が必要な場合においては、地域において検討を進める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
市、県、JA等の関係機関が連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、就農希望者の就農前から就農後の定着までに係るきめ細やかなサポート体制を構築し、各種補助金等を活用した支援を図っていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他	/	

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣害対策（追い払い、捕獲等）の推進
- ⑤地球温暖化に伴う高温障害等に対応するため、高温耐性・霜害に強い桃等への樹種転換の推奨
- ⑦省力化に適した作物の推奨（トウモロコシ、そばなど）

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

天童市長 山 本 信 治

市町村名 (市町村コード)	天童市 (06210)	
地域名 (地域内農業集落名)	高掬地区 (高掬、清池、長岡、芳賀、願正檀)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月3日 (計2回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農地について、認定農業者、法人等の経営体を中心に集約化が進み水田は概ね担い手が足りているが、樹園地は経営面積の拡大が難しく、担い手が足りていないため、遊休農地が増えていくおそれがある。また、担い手の高齢化、後継者不在が深刻化していることから、地域内外からの新たな担い手の確保が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地区内の認定農業者、法人等を中心として水田利用の集積・集約化を進め、果樹等については、規模拡大の意欲のある認定農業者や認定新規就農者等への集約化を進める。また、兼業農家や定年退職後に農業を始める者等の多様な担い手の確保、気候変動に対応にした作物や省力化に適した作物に転換していくなど、持続可能な農業経営を推進していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	532 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	532 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、耕作不便又は担い手不在により現在又は今後耕作が見込まれない農地については保全・管理を行う。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
規模拡大を志向する地区内の認定農業者、法人等の主要な担い手のほか、地区外からの入作を希望する認定農業者や新規就農者と合わせて農地の集積・集約化を進める。 農地の集積・集約について、農業委員・農地利用最適化推進員を通じて関係者との調整を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構への貸付を中心とした利用権設定を進める。また、担い手の経営意向を確認しながら、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
基盤整備が必要な場合においては、地域において検討を進める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
市、県、JA等の関係機関が連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、就農希望者の就農前から就農後の定着までに係るきめ細やかなサポート体制を構築し、各種補助金等を活用した支援を図っていく。また、地域の子どもたちへの食農教育をすすめ、農業への理解・関心の醸成を図っていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣害対策（追い払い、捕獲等）の推進

⑤地球温暖化に伴う高温障害等に対応するため、高温耐性・霜害に強い桃等への樹種転換の推奨

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

天童市長 山 本 信 治

市町村名 (市町村コード)	天童市 (06210)
地域名 (地域内農業集落名)	干布・荒谷地区 (奈良沢、原町、出田原、片羽、石倉、上荻野戸、上荒谷第一、上荒谷第二、荒谷上、荒谷下、内篠、荒谷原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月12日 (計2回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農地について、認定農業者、認定新規就農者等の経営体を中心に集約化が進み水田は概ね担い手が足りているが、樹園地は経営面積の拡大が難しく担い手が不足しているため、今後、遊休農地が増えていくおそれがある。また、担い手の高齢化、後継者不在が深刻化しており、地域内外からの新たな担い手の確保が必要であるほか、猪、猿、熊等の鳥獣による農作物被害対策も課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地区内の認定農業者等を中心とした機械の大型化を推進するとともに共同防除等の作業体系の協働化による農地の効率的活用を図り、これらの担い手を中心として少しずつ農地の集積・集約化を進める。また、繁忙期においては、農業アルバイト等の短期雇用者を確保するほか、定年退職者を地域の多様な担い手として位置づけ、担い手の確保を図っていく。さらに、気候変動に対応した作物や省力化に適した作物に転換していくなど、持続可能な農業経営を推進していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	525 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	525 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、耕作不便又は担い手不在により現在又は今後耕作が見込まれない農地については保全・管理を行う。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
規模拡大を志向する地区内の認定農業者、法人等の主要な担い手のほか、地区外からの入作を希望する認定農業者や新規就農者と合わせて農地の集積・集約を進める。 農地の集積・集約について、農業委員・農地利用最適化推進員を通じて関係者との調整を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構への貸付を中心とした利用権設定を進める。また、担い手の経営意向を確認しながら、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
基盤整備が必要な場合においては、地域において検討を進める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
市、県、JA等の関係機関が連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、就農希望者の就農前から就農後の定着までに係るきめ細やかなサポート体制を構築し、各種補助金等を活用した支援を図っていく。また、地域の子どもたちへの食農教育をすすめ、農業への理解・関心の醸成を図っていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他	/	

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣害対策（追い払い、電気柵設置等）の推進
- ⑤地球温暖化に伴う高温障害等に対応するため、高温耐性・霜害に強い桃等への樹種転換の推奨
- ⑦省力化に適した作物の検討（アーモンドなど）